

(重要事項説明書)

介護老人保健施設能見台パトリアのご案内

【1】 事業者及び施設の概要

(1) 事業者の概要

- 事業者の名称 : 医療法人社団 孝和会
- 事業所の所在地 : 横浜市金沢区能見台東10番1号
- 代表者の氏名 : 理事長 柳澤 和裕
- 電話番号 : 045-790-5733

(2) 施設の概要

- 施設名 : 介護老人保健施設能見台パトリア
- 開設年月日 : 平成12年9月1日
- 所在地 : 横浜市金沢区能見台東10-1
- 電話番号 : 045-790-5733
- 施設長 : 柳澤 和裕
- 介護保険指定番号 : 1450880013

(3) 当施設の目的

当施設は、要介護状態と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援し、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供することを目的とします。さらに、家庭復帰の場合には、療養環境の整備等の退所時の指導も行いますので安心してご利用いただけます。

(4) 運営の方針

- 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指します。
- 利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等、緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束は行いません。
- 介護老人保健施設が、地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。
- 明るく家庭的な雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めます。
- サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに、利用者の同意を得て実施するように努めます。
- 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイダンスに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外

の利用は原則的に行わないものとし、外部の情報提供については、必要に応じて利用者又は身元引受人の了解を得ることとします。

(5) 施設職員の体制（令和6年3月1日）

・ 医師	4 名	・ 薬剤師	3 名	・ 看護職員	26 名
・ 介護職員	57 名	・ 理学療法士	9 名	・ 作業療法士	6 名
・ 言語聴覚士	2 名	・ 介護支援専門員	4 名	・ 支援相談員	5 名
・ 管理栄養士	3 名	・ 歯科衛生士	1 名	・ 事務員その他	24 名

(6) 入所定員と療養室

- ・ 定員 : 150 名 (認知症専門棟 40 名)
- ・ 療養室 : 個室 15 室 (認知症専門棟 4 室)
3 人室 1 室
4 人室 33 室

(7) 入所対象者

- ・ 要介護1～5の認定を受けている方
(ショートステイご利用の場合は、要支援の方も利用出来ます。)
- ・ 入院、治療等を必要としない、病状が安定している方

【2】 サービス内容

(1) 施設サービス計画書の作成

施設サービスを提供するにあたっては、利用者に関するあらゆる職種の職員の協議によって「施設サービス計画」を作成し、それに基づいて介護サービスを提供いたします。その際、ご本人、契約者の希望を充分に取り入れ、計画の内容については十分説明し同意をいただいたうえでサービスを開始します。

(2) 医療・看護

医師・看護職員により、利用者の状態に照らし適切な医療・看護サービスを行います。

(3) 介護

施設サービス計画に基づきサービスを行います。

(4) 機能訓練（リハビリテーション）

原則として機能訓練室で行いますが、施設内における生活全般が機能訓練「生活リハビリ」という考え方のもとにサービスを行います。

(5) 栄養ケア計画書の作成とそれに基づく計画的な栄養管理

利用者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各利用者の状態に応じた栄養管理を計画的に行います。

(6) 口腔衛生の管理

利用者の口腔の健康の維持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行います。

(7) 褥瘡対策等

ご利用者に褥瘡が発生しないよう適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を作成し、褥瘡の発生を防止する体制を整備します。

(8) 食事・入浴・排泄・更衣などの日常生活動作に対する援助

- ・ 食事は、朝食 8:00 昼食 12:00 夕食 18:00 原則として、各フロアの食堂で召し上がっていただきます。
- ・ 入浴は、週に原則 2 回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体状況に応じて清拭となる事があります。

(9) 理美容の受付け、教養娯楽及びレクリエーション等の実施

(10) 行政手続きの代行

認定申請、区分変更等介護保険に関する諸手続き（要相談）

【3】 利用期間

- ・ 介護老人保健施設は終身入所していただける施設ではございません。
- ・ 入所して3ヶ月ごとに継続検討会議を行い、そこで継続の必要性が無いと判断されますと、退所に向けて準備をしていただきます。

【4】 利用料金

別紙料金表を参照ください。

【5】 身体の拘束等

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束をいたしません。但し、利用者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、事前又は事後速やかにご家族に説明し、理解をいただくこととします。

当施設は、身体拘束の適正化を図るための指針を整備します。

【6】 虐待の防止等

当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止のための指針を作成し、虐待の発生のない施設サービスに努めます。

【7】 業務継続計画の策定等

当施設は、感染症や災害等の発生時において利用者らに対するサービスの提供を実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続継続計画を策定し、利用者に安心して施設サービスを継続利用いただくための措置を講じます。

【8】 非常災害対策

消防法に規定する消防計画等に基づき、防火管理者を設置して非常災害対策を行います。又、定期的に訓練を実施しますので、ご理解、ご協力をお願いします。

【9】 医療機関等の紹介

- 当施設での対応が困難な状態になった場合、又は、専門的な対応が必要になった場合には、状態に合わせて他の医療機関、施設等を紹介します。
- 施設入所中は、施設医師の許可なしに外来受診は出来ません。当施設の医師が必要と判断した場合に、当該医療機関の医師又は歯科医師に対し「情報提供」を行います。

【10】 協力医療機関

- 金沢文庫病院
- エムズ歯科クリニック 磯子

【11】 職員の質の確保

職員の研修機会を確保し、サービスの向上を図ります。

【12】 緊急時及び事故発生時の対応

- (1) 施設は、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、及び、施設内で事故が発生した場合、当日の当該担当部署の責任者は関係部門と協議し適切な対応を図ることとします。
- (2) 前記(1)の事態が発生時した場合、即刻、ご家族等に連絡いたしますが、夜間帯においては、その状況、程度を判断し緊急対応以外であれば翌日、緊急対応であれば即刻連絡いたしますので必ず駆けつけ、又は立会いをお願いいたします。
- (3) ご利用者の身体状況や病気に伴う様々な症状に起因して、施設利用中には種々の危険を伴うことをあらかじめご承知いただき、〈別紙1〉の【入所期間におけるリスク説明書】記載事項をご理解ください。

【13】 秘密の保持及び個人情報の保護

当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する利用目的を定め、適切に取り扱います。また、例外を除き正当な理由なく第三者に漏らしません。

【14】 要望及び苦情等の相談

- (1) 当施設には支援相談の専門員として、支援相談員が勤務しておりますので、お気軽にご相談下さい。(045-790-5733)
- (2) 苦情は、当施設へ直接申立てるほか、金沢区役所 高齢・障害支援課、横浜市福祉調整委員会又は神奈川県国民健康保険団体連合会へ申し立てることが出来ます。
 - 金沢区役所 高齢・障害支援課介護保険担当
電話 045-788-7868 FAX 045-786-8872
 - 横浜市健康福祉局高齢施設課
電話 045-671-3923 FAX 045-641-6408

- 横浜市福祉調整委員会事務局（健康福祉局相談調整課）
電話 045-671-4045 FAX 045-681-5457
- 神奈川県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談課
電話 045-329-3447 FAX 0570-033110
電話 0570-022110（ナビダイヤル）

【15】入所中の留意事項

- （1）団体生活の秩序を守り、相互の和に努めること
- （2）他の入所者をはじめ他人に迷惑となる行為をしないこと
- （3）入所中（外出・外泊等を含む）は、原則、医療機関への受診はしないこと
- （4）現金・貴重品は持ち込まないこと
- （5）宗教の勧誘、特定の政治活動及び営利行為をしないこと
- （6）ペット等を持ち込まないこと
- （7）その他当施設の運営方針に従うこと

【16】退所

次のいずれかに該当する場合は、退所となります。

- （1）利用者が要介護認定において自立又は要支援と判断された場合
- （2）当施設で定期的実施する入所継続判定会議において、退所して居宅における生活が可能と判断された場合
- （3）利用者の病状、心身の状態が著しく悪化し、当施設では適切なサービスの提供が困難と判断された場合
- （4）利用者又はご家族が、利用料金を支払期限から1か月以上滞納し、支払い督促から7日以内に支払いがない場合
- （5）他の利用者又は職員に対して、利用継続が困難となる程度の迷惑行為を行い、その改善が認められないとき
- （6）その他やむを得ない事情により施設利用が困難となった場合